

タッチ決済乗車取扱規程

タッチ決済乗車取扱規程

——目 次——

第1条	(目的)	1
第2条	(変更)	1
第3条	(用語の意義)	1
第4条	(適用規程)	1
第5条	(契約の成立時期)	1
第6条	(取扱区間)	2
第7条	(乗車、乗車券)	2
第8条	(運賃)	2
第9条	(タッチ決済カード等の不具合の処理)	2
第10条	(禁止事項)	3
第11条	(乗車の無効)	3
第12条	(不正使用等に対する運賃及び増運賃の収受)	3
第13条	(乗車の制限または停止)	3
第14条	(同一駅で出場する場合の取扱方)	4
第15条	(出場処理未了時の取扱い)	4
第16条	(列車の運行不能の場合の取扱い)	4
第17条	(利用履歴の確認)	5
第18条	(規程外の事項等)	5
第19条	(免責事項)	5

（目的）

第1条 この規程は、大阪モノレール株式会社（以下「当社」という）におけるタッチ決済を使用した旅客の運送等について、その使用条件および取扱い方法を定め、もって旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

（変更）

第2条 当社は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、当社の定める規程について、その目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 当社は、前項によるこの規程の変更に際し、変更後の内容と適用開始日を駅での掲出その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、変更後の内容は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（用語の意義）

第3条 この規程における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- （1）「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格である NFC TypeA/B を活用した EMV コンタクトレス決済のことをいう。
- （2）「タッチ決済カード等」とは、タッチ決済機能のあるクレジットカード・デビットカード・プリペイドカードまたはカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器のことをいう。
- （3）「タッチ決済リーダ等」とは、タッチ決済カード等から情報を読み取るため、自動改札機等に設置された装置のことをいう。
- （4）「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者のことをいう。
- （5）「管理サーバ」とは、タッチ決済カード等の ID、タッチ決済カード等を使用して乗車した場合の入出場情報等を管理するサーバのことをいう。
- （6）「営業規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。

（適用規程）

第4条 タッチ決済カード等を使用した旅客の運送等については、この規程が適用されるものとする。

2 この規程に定めていない事項については、営業規則その他当社の定める規則等に定めるところによる。

3 他社局区間の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによる。

（契約の成立時期）

第5条 タッチ決済カード等を使用した旅客との運送契約は、別段の定めをしない限り、旅客が準備したタッチ決済カード等を入場時にタッチ決済リーダ等に

よる改札を受けたときにこの規程の適用を承諾したものとして成立する。

(取扱区間)

第6条 タッチ決済の取扱区間は、当社線全線とする。

(乗車、乗車券)

第7条 タッチ決済カード等の使用は、駅相互間を乗車する目的での乗車に限る。

- 2 タッチ決済カード等を使用して乗車できる旅客は、営業規則第44条第1項に定める大人に限るものとする。
- 3 タッチ決済カード等を使用する乗車に際しては、タッチ決済リーダ等を用いて情報を読み取ることにより、入場処理を行う。
- 4 営業規則第5条の規定に関わらず、旅客は、前項に規定する入場処理が行われたときから列車に乗車することができる。
- 5 タッチ決済カード等を使用して乗車する場合、入場処理を行ってから出場処理を行うまでの間、当該タッチ決済カード等と管理サーバにより保持するIDおよび入出場情報等を組み合わせたものを乗車券として取り扱う。
- 6 タッチ決済カード等を使用する乗車は、片道1回に限り有効とする。
- 7 タッチ決済カード等による入場処理は、同時に1人のみ行うことができ、出場処理が行われるまでの間は、新たな入場処理を行うことはできない。
- 8 タッチ決済カード等を使用する乗車は、入場処理を行った当日限り有効とする。
- 9 タッチ決済カード等を使用する乗車は、途中下車の取扱いをしない。

(運賃)

第8条 タッチ決済カード等を使用して乗車した旅客からは、乗車区間に応じ、営業規則第48条に規定する普通運賃を収受する。

- 2 前条第2項の規定にかかわらず小児がタッチ決済カード等を使用して乗車した場合であっても、大人片道普通旅客運賃を収受する。
- 3 タッチ決済カード等による乗車により発生した運賃は、当該発行者が当社に立替払いをするものとする。
- 4 前項の立替払いにより、発行者は、タッチ決済カード等により乗車した旅客に対して、求償債権を取得するものとする。
- 5 第3項の定めに基づき発生した運賃は、1日単位で集計するものとする。
- 6 発行者からタッチ決済カード等により乗車した旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

(タッチ決済カード等の不具合の処理)

第9条 タッチ決済カード等の不具合、機器の故障、通信障害、旅客または発行者の都合等により入場処理ができない場合、旅客はタッチ決済カード等を使用して乗車することはできない。

- 2 入場処理を行ったにもかかわらず、タッチ決済カード等の不具合または紛失、携帯情報端末のバッテリー切れ等の事情により出場処理ができない場合には、前条第3項の規程にかかわらず、旅客から入場処理を行った駅から出場する駅までの区間の普通運賃を収受する。
- 3 前項の規定に基づき運賃を収受した場合は、旅客の必要に応じて有効証明書を発行する。

（禁止事項）

第10条 旅客は、タッチ決済カード等について次に掲げる使用はできないものとする。

- (1) 1回の乗車につき、2以上のタッチ決済カード等を同時に使用すること。
- (2) 乗車以外の目的で入場処理を行うこと。
- (3) 他の乗車券と併用して使用すること。
- (4) 有効期限の定めがあるタッチ決済カード等について、当該有効期限外に使用すること。
- (5) タッチ決済カード等に名義人が存在する場合において、当該名義人以外が当該タッチ決済カード等を使用すること。
- (6) 偽造、変造または不正に作成されたタッチ決済カード等を使用すること。
- (7) 利用可能枠があるタッチ決済カード等について、利用可能枠を超えてタッチ決済カード等を使用すること。
- (8) 使用制限または使用停止の措置を受けたタッチ決済カード等を使用すること。

（乗車の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合、タッチ決済カード等を使用する乗車を無効とする。

- (1) 入場処理後のタッチ決済カード等を他人から譲り受けて利用したとき。
- (2) タッチ決済リーダ等による入場処理を行わずに乗車したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この規程に違反して乗車したとき。

（不正使用等に対する運賃及び増運賃の収受）

第12条 前条各号のいずれかに該当する乗車をした旅客からは、営業規則第107条の規定を準用し、当該旅客が実際に乗車した区間の普通運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて収受する。ただし、旅客に特別の事由等があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、この限りではない。

（乗車の制限または停止）

第13条 旅客の運送の円滑な遂行を確保する場合または管理サーバ、タッチ決済リーダ等に不具合が発生しサービスが提供できない場合において、当社が必要であると認めるときは、タッチ決済カード等を使用する乗車に際して、次の各

号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車、使用可能旅客数、使用可能時間等の制限
- (2) 乗車の一時停止
- 2 前項に規定する措置を行う場合は、その旨を関係駅に掲示するものとする。
- 3 第1項に規定する措置を行うことにより第三者に生じる損害について、当社はその責を負わない。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

- 第14条** タッチ決済カード等で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実乗車区間の普通運賃を支払い、当該タッチ決済カード等の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、タッチ決済カード等の発駅情報の消去をした後、実乗車区間の乗車記録を往復分登録することで運賃収受に代えることができる。
 - 3 タッチ決済カード等を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該タッチ決済カード等の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(出場処理未了時の取扱い)

- 第15条** 出場処理がされていないタッチ決済カード等を用いて入場処理を行おうとした旅客がいた場合、当該タッチ決済カード等に記録された乗車駅から最遠区間の普通運賃とその2倍に相当する額の増運賃を収受するとともに、当該タッチ決済カード等に記録された発駅情報の消去処理を行う。ただし、旅客に特別の事由等があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車区間に応じた普通運賃を収受し、発駅情報の消去処理を行うことができる。
- 2 前項にかかわらず当社が発行する有効証明書を所持している旅客に対しては、その内容を確認のうえ、発駅情報を消去する。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

- 第16条** タッチ決済カード等による乗車に際して、入場処理後に列車が運行不能となった場合は、次の各号に規定する取扱いのいずれかを選択することができる。
- (1) 旅行開始駅までの無賃送還
この場合、乗車時にタッチ決済カード等に記録した発駅情報の消去処理を旅行開始駅で行う。
 - (2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還
この場合、旅行開始駅に至る途中駅までの乗車とみなし、旅行開始駅から降車駅までの運賃相当額をタッチ決済カード等から収受する。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から旅行中止駅までの乗車とみなし、旅行開始駅から降車駅までの運賃相当額をタッチ決済カード等から収受する。

(利用履歴の確認)

第 17 条 旅客は、管理サーバと接続する Web サイト等において、タッチ決済カード等の利用履歴を確認することができる。なお、利用履歴の内容は、タッチ決済カード等を使用して対応改札機等により入出場を行った場合の利用月日および利用区間等とする。

2 前項の利用履歴の確認が可能な期間は、直近の利用日から最大 365 日遡りを期限とする。

(規程外の事項等)

第 18 条 この規程に定めのない事項については、その他の関連する規程等の規定によるものとする。

(免責事項)

第 19 条 この規程に定めのない、タッチ決済カード等を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責を負わない。